

平成26年3月6日

都道府県医師会

担当理事 殿

日本医師会

常任理事 今村 定臣

常任理事 鈴木 邦彦

医薬品等に係る消費税率引き上げへの対応等について

今般、厚生労働省医政局及び厚生労働省医薬食品局より、別添の通り、「医薬品等に係る消費税率引き上げへの対応等について」の周知の協力依頼がありましたので、貴会会員各位に周知方お願い申し上げます。

医薬品等に係る消費税率引き上げへの対応につきましては、下記3点についてのご理解と周知が求められています。

- ・医療機関等が購入する医薬品等に課されている消費税は、今回の引き上げ分も含め、医療機関等が負担すべきものであること。
- ・医療機関等が購入する医薬品等に係る消費税負担の増加分については、本年4月の診療報酬改定において補填される予定であること。
- ・医薬品等の安定供給確保の観点から、消費税率引き上げ前の限度を超えた駆け込み購入には慎重に対処すべきこと。

また、消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置につきましては、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」において、消

消費税の転嫁を拒否する行為（「転嫁拒否」）が規制の対象となることへの留意を周知することが求められています。この「転嫁拒否」とは、法人の医療機関が、中小事業者（個人事業者、資本金等の額が3億円以下である事業者等）から仕入れを行った際に、合理的な根拠なく通常支払われる対価よりも低く定める行為である「買ったたき」等の行為を行った場合に該当します（別紙1 転嫁拒否等の行為の是正 参照）。

他方で、同措置法は、正当な価格交渉が行われるよう「便乗値上げ」等を禁止していることにもご留意ください（別紙2 便乗値上げ 参照）。同措置法のポイントを整理した「別紙3 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置について(補足)」を添付いたしますのでご活用ください。

なお、本通知と同日付で都道府県医師会担当理事宛通知文「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法の遵守の徹底について」をお送りしておりますので、併せてご参照ください。

同措置法の概要につきましては、すでに、平成26年1月15日付都道府県医師会長宛通知文「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法の遵守の徹底について」（日医発第1029号）にて、ご案内しておりますのでご参照ください。

なお、ご不明な点がございましたら、年金・税制課までお問い合わせください。

(問合せ先)

日本医師会 年金・税制課（担当：宮澤）

〒113-8621 東京都文京区本駒込2-28-16

TEL : 03-3942-6519 FAX : 03-3942-6503

メールアドレス : tmiyaza@po.med.or.jp

[添付資料]

- 医薬品等に係る消費税率引上げへの対応等について（厚生労働省医政局長・厚生労働省医薬食品局長、平成26年2月26日）
- 別紙1 転嫁拒否等の行為の是正（パンフレット『消費税の円滑かつ適正な転嫁のために』（内閣官房、内閣府、公正取引委員会、消費者庁、財務省）より抜粋）
- 別紙2 便乗値上げ（パンフレット『消費税の円滑かつ適正な転嫁のために』（内閣官房、内閣府、公正取引委員会、消費者庁、財務省）より抜粋）
- 別紙3 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置について（補足）（日本医師会）

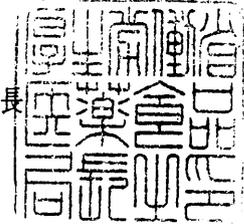
医政発 0226 第 1 号
薬食発 0226 第 1 号
平成 26 年 2 月 26 日

公益社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長



厚生労働省医薬食品局長



医薬品等に係る消費税率引上げへの対応等について

御承知のとおり、「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」（平成 25 年 10 月 1 日閣議決定）において、消費税率を、平成 26 年 4 月 1 日に 5% から 8% に引き上げることが確認されました。

貴団体におかれましては、下記の点について御理解頂き、合わせて傘下の会員に対し、周知徹底されますようお願いいたします。

記

1. 医薬品等に係る消費税率引上げへの対応について

- (1) 医療機関等が購入する医薬品、医療機器等（以下「医薬品等」という。）については、消費税が課されているので、医療機関等がこれらを購入するに当たっては、今回の引上げ分も含め、これを負担すべきものであること。

(2) 医療機関等が購入する医薬品等に係る消費税負担の増加分については、本年4月の診療報酬改定において補填される予定であること。

(3) 医薬品等については、国民医療に支障が生じないように、安定的に供給される必要があり、製造販売業者等に対し、医療機関等にこれを適切に供給していくよう、別途、指導しているところであるが、消費税率引上げ前において、例えば、一部の医療機関等が限度を越えた在庫の積み増しを行うならば、結果的に、医薬品等の供給不足等をきたすおそれもあるので、慎重に対処いただきたいこと。

2. 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置について

平成25年10月1日から「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成25年法律第41号）（以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）が施行されているところ、買ったたきなど、特定事業者（商品等の買手側：医療機関等）が特定供給事業者（商品等の売手側：納入業者等）に対して、消費税の転嫁を拒否する行為については、消費税転嫁対策特別措置法において規制の対象となることにも留意されたいこと。

注1) 例えば、特定事業者が、特定供給事業者から供給を受ける商品又は役務の対価について、合理的な理由なく通常支払われる対価よりも低く定める行為は、買ったたきに該当するおそれがある。ただし、当事者間の自由な価格交渉の結果として、新薬価への対応を行う場合や、原材料価格等の下落を対価に反映させる場合など、合理的な理由がある場合については、ただちに、消費税転嫁対策特別措置法上の問題とはならない。

注2) なお、消費税転嫁対策特別措置法の詳細については、「消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方」（平成25年9月公正取引委員会）を適宜参照されたい。

2 転嫁拒否等の行為の是正

消費税転嫁対策特別措置法は、消費税率の引上げに当たって、消費税の転嫁を拒否する行為等を禁止しています（平成25年10月1日から平成29年3月31日までの措置）。

一般の消費税率引上げに当たり、中小事業者を中心に、消費税の価格への転嫁について懸念が示されていることから、これらの中小事業者等が消費税を価格へ転嫁しやすい環境を整備するため、消費税の転嫁拒否等の行為に対して、政府一丸となって監視・取締りを行っていくこととしています。

▶ 消費税の転嫁拒否等の行為として規制対象となる行為

平成26年4月1日以降に特定供給事業者から受ける商品又は役務（サービス）の供給に関して、特定事業者が特定供給事業者に対して消費税の転嫁拒否等の行為を行う場合が対象となります。

特定事業者と特定供給事業者との適用関係



(※) 大規模小売事業者とは、一般消費者が日常使用する商品の小売業者であって前事業年度における売上高が100億円以上である事業者や一定の面積の店舗を有する事業者をいいます。

▶ 消費税の転嫁拒否等の行為とは…

消費税の転嫁拒否等の行為として、消費税転嫁対策特別措置法で禁止している行為は、次の類型です。

- ① 減額
- ② 買いたたき
- ③ 商品購入、役務(サービス)利用、利益提供の要請
- ④ 本体価格での交渉の拒否
- ⑤ 報復行為

POINT 1 減額

特定事業者は、合理的な理由なく、既に取り決められた対価から、事後的に減じて支払うことにより、消費税の転嫁を拒否してはいけません。

(具体例)

- ▶ 対価から消費税引上げ分の全部又は一部を減じる場合
- ▶ 本体価格に消費税額を上乗せした額を商品の対価とする旨契約していたにもかかわらず、対価を支払う際に、消費税引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合
- ▶ リベートを増額する又は新たに提供するよう要請し、当該リベートとして消費税引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合

[以下のような場合には、減額とはなりません]

(具体例)

- ▶ 商品に瑕疵がある場合や、納期に遅れた場合等、特定供給事業者の責めに帰すべき理由により、相当と認められる金額の範囲内で対価の額を減じる場合



POINT 2 買いたたき

特定事業者は、合理的な理由なく、通常支払われる対価に比べて対価の額を低く定めることにより、消費税の転嫁を拒否してはいけません。

(具体例)

- ▶ 原材料費の低減等の状況の変化がない中で、消費税率引上げ前の対価に消費税引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合
- ▶ 安売りセールを実施することを理由に、大量発注などによる特定供給事業者のコスト削減効果などの合理的理由がないにもかかわらず、取引先に対して値引きを要求し、消費税率引上げ前の対価に消費税引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合
- ▶ 商品の重量を減らし、対価を消費税率引上げ前のまま据え置いて定めたが、その対価の額が重量を減らしたことによるコスト削減効果を反映した額よりも低い場合

注 「通常支払われる対価に比べて対価の額を低く定めること」とは、具体的には、特定事業者と特定供給事業者との間で取引している商品(サービス)の消費税率引上げ前の対価に消費税引上げ分を上乗せした額よりも低く定めることです。

[以下のような場合には、買いたたきとはなりません]

(具体例)

- ▶ 大量発注、共同配送、共同購入などにより、特定供給事業者にも客観的にコスト削減効果が生じており、当事者間の自由な価格交渉の結果、コスト削減効果を対価に反映させる場合



POINT ③ 商品購入、役務利用、利益提供の要請

特定事業者は、消費税の転嫁を受け入れる代わりに、特定事業者の指定する商品を購入させたり、役務(サービス)を利用させたり、また、経済上の利益を提供させる行為を行ってはいけません。

〈具体例〉

- ▶ 消費税引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、
 - 取引先にティンダーショーのチケットの購入、自社の宿泊施設の利用等を要請する場合
 - 本体価格の引下げに応じて納付した取引先に対し、毎年定期的に一定金額分購入してきた商品の購入金額を増やすよう要請する場合
 - 消費税の転嫁の程度に応じて、取引先ごとに目標金額を定め、協賛金を要請する場合
 - 通常必要となる費用を負担することなく、取引先に対し、従業員等の派遣又は増員を要請する場合
 - 取引先に対し、取引の受発注に係るシステム変更に必要な費用の全部又は一部の負担を要請する場合



POINT ④ 本体価格での交渉の拒否

特定事業者は、価格交渉を行う際、特定供給事業者から本体価格^(※)での交渉の申出を受けなかった場合には、その申出を拒否してはいけません。

〈※〉消費税を含まない価格

〈具体例〉

- ▶ 本体価格での交渉を申し出た際に、それを拒否する場合
- ▶ 特定供給事業者が本体価格と消費税額を別々に記載した見積書等を提出したところ、税込価格での見積書等を再提出させる場合
- ▶ 税込価格しか記載できない見積書等の様式を定め、その使用を余儀なくさせる場合



POINT ⑤ 報復行為

特定事業者は、消費税の転嫁拒否等の行為があるとして、特定供給事業者が公正取引委員会等にその事実を知らせたことを理由として、取引数量を減じたり、取引を停止したり、不利益な取扱いを行ってはいけません。

消費税の転嫁拒否等の行為に対しては、政府一丸となって監視・取締りを行っていきます。

- 公正取引委員会、事業を所管する大臣等、中小企業庁長官は、特定事業者などに対して、報告を求めたり、立入検査を行います。
- 公正取引委員会、事業を所管する大臣等、中小企業庁長官は、特定事業者に対して、違反行為を防止又は是正するために、必要な指導を行います。
- 事業を所管する大臣等、中小企業庁長官は、違反行為があるときは、公正取引委員会に対して、適当な措置をとるよう求める措置請求を行います。なお、違反行為が多数の特定供給事業者に対して行われている場合や繰り返している場合などには必ず措置請求を行います。
- 公正取引委員会は、違反行為があると認めるときは、速やかに消費税の適正な転嫁に応じることその他の必要な措置をとるよう勧告し、その旨を公表します。

(注) 建設業、宅地建物取引業、不動産鑑定業、浄化槽工事業、解体工事業の一部については、都道府県知事も検査や指導、公正取引委員会に対する措置請求を行います。
 (注) 消費税転嫁対策特別措置法による規制の対象とならない場合でも、独占禁止法違反行為や下請法違反行為については、公正取引委員会において、厳正に対処します。

消費税の転嫁拒否等の行為に対するスキーム



2 に対する問い合わせ先
**公正取引委員会
 取引企画課**
 03-3581-5471
 (代表)

公正取引委員会
 Japan Fair Trade Commission

7 便乗値上げ



便乗値上げは、いけません。 ～消費者の生活に好ましくない影響を与えることが懸念されます。～

便乗値上げとは

今回の消費税率の引上げに当たっては、個々の商品やサービスの価格が、新たな税負担に見合った幅で上昇することが見込まれています。したがって、事業者が、他に合理的な理由がないにもかかわらず、税率の上昇に見合った幅以上の値上げをする場合、それは便乗上げである可能性があります。

ただし、一般に、個々の商品などの価格は、自由競争の下で市場条件を反映して決定されるものであるため、実際にどのような場合に便乗値上げに該当するのかを判断するに当たっては、それが税負担の変化による上昇幅を超えているかという点のほか、商品などの特性、需給の動向やコストの変動など、種々の要因を総合的に勘案する必要があります。

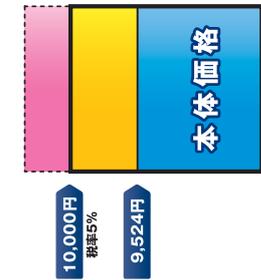
ちなみに、課税される商品やサービスについて、本体価格が全く変わらなければ、消費税率の引上げなどが行われた後の価格は、総額表示（税込価格）の場合、税抜価格の場合で、それぞれ次のようになると考えられます。



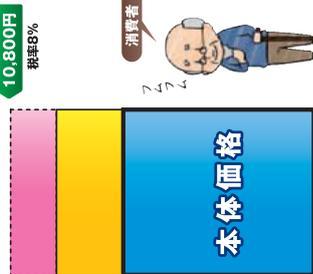
1万円の商品・サービスの値上げについて

(※) 本体価格は、消費税率の引上げ後も従前と変わらないものとします。

1 総額表示(税込価格)で 1万円と表示されている場合



2 税抜価格で 1万円と表示されている場合



便乗値上げのように見えて、便乗値上げに当たらないもの1 ～事業全体で適正な転嫁をしている場合～

ある特定の商品やサービスにつき、他に特段の理由がないにもかかわらず、本体価格の3%を超える値上げが行われた場合、その商品やサービスだけを見ると、便乗値上げであるように思われますが、その事業者が、事業全体として税率変更に見合った適正な転嫁をしていれば、便乗値上げには当たりません。

【端数処理】
各種の運賃など、取引慣行や利用者の便宜などを考慮して10円単位で税込価格が設定されているもの場合、あるものについては据置きとする反面、あるものについては3%を超える値上げとすることもあります。

事業全体として適正な転嫁を行っている場合の例

区分	150円	150円	据置き
区分A (85万人利用)	150円	150円	(引上げ率=0.00%)
区分B (75万人利用)	180円	190円	10円引上げ (引上げ率=5.56%)
事業全体の 売上げ	262.5 (百万円)	270.0 (百万円)	増加率=2.85%

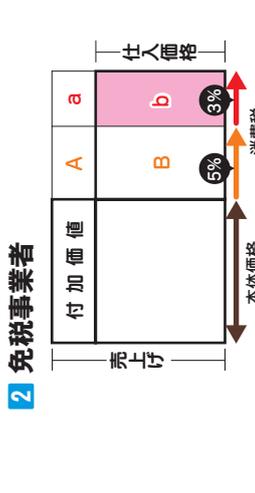
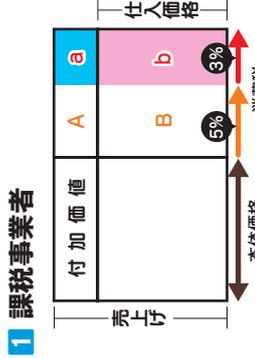
※上記の事例は、実際の運賃などとは関係ありません。

理論的には、総額表示(内税)の商品について本体価格が一定である場合、税率が5%から8%に引き上げられることにより、 $(108-105)/105=2.85\%$ の値上げが予想されます。
したがって、左の事業者の例では、事業全体としての売上げ増が理論値と一致していることから、区分Bについて5.56%の引上げがあることをもって便乗値上げであるとは言えません。

便乗値上げのように見えて、便乗値上げに当たらないもの2 ～免税事業者が仕入価格に含まれる税額を転嫁する場合～

免税事業者が消費税率の引上げに際して値上げをする場合、一見便乗値上げではないかと思われませんが、免税事業者であっても、その仕入価格には消費税が含まれていることから、これに相当する額を価格に転嫁することは便乗値上げに当たりません。

1 課税事業者 2 免税事業者



消費税率の引上げに伴い、課税事業者では、**a+b**の値上げが行われます。
納税義務者として、Aに加えて新たに**a**の納税を行う。
Dについては仕入価格の上昇として負担。

消費税率の引上げに伴い、免税事業者では、**a+b**の値上げが行われます。
納税義務者として、**a+b**の値上げが必要がないので、**a+b**の値上げは予定されいない。

7 便乗値上げ

7 に対する問い合わせ先 消費者庁消費生活情報課 03-3507-8800(代表)

別紙 3

消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置について（補足）

消費税転嫁対策特別措置法において、特定事業者⁽¹⁾は、特定供給事業者⁽²⁾に対し、以下に掲げる消費税の転嫁拒否等の行為⁽³⁾を行ってはならないこととされています。

(1) 特定事業者（転嫁拒否等をする側、買手）

特定供給事業者⁽²⁾から継続して商品又は役務の供給を受ける法人事業者
例えば、病院や診療所を経営する医療法人

(2) 特定供給事業者（転嫁拒否等をされる側、売手）

① 資本金等の額が3億円以下の事業者

② 個人事業者等

例えば、医療材料の納入業者、業務の外注先（いずれも中小事業者）

(3) 消費税の転嫁拒否等の行為（詳しくは別紙1参照）

① 減額

② 買ったたき

③ 商品購入，役務利用又は利益提供の要請

④ 本体価格での交渉の拒否

⑤ 報復行為（公正取引委員会へ通報した納入業者への報復）

ただし、当事者間の自由な価格交渉の結果として、新薬価への対応を行う場合など、合理的な理由がある場合には、ただちに問題とはなりません。

他方で、同法においては、正当な価格交渉が行われるよう「便乗値上げ」等が禁止されていることにもご留意ください。（詳しくは別紙2参照）

以上